

温泉許可申請 関係法令等相談窓口・相談事項

温泉掘削を行う際、温泉法以外の法令等の手続き等が必要となる場合があります。以下に例を挙げますので、参考にしてください。

関係法令等	主な相談内容	相談窓口	
		23区	市町村
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・河川区域、河川保全区域内であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	東京都建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地を所管する各東京都建設事務所 ・各市土木、建設主管課
砂防法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地内であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	東京都建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地を所管する各東京都建設事務所 ・各市土木、建設主管課
海岸法	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全区域内であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	東京都港湾局港湾経営部経営課	東京都港湾局港湾経営部経営課
農地法	<ul style="list-style-type: none"> ・農地であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	各区農業委員会	各市町村農業委員会
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	東京都産業労働局農林水産部森林課	東京都森林事務所
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内であるか（許可等を要する地域区分か）。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩環境事務所自然環境課 ・(島しょ)各支庁 土木課
自然保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画書制度、開発許可制度の対象か。 ・その他指導、留意事項 	東京都環境局自然環境部緑環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩環境事務所自然環境課 ・(島しょ)東京都環境局自然環境部緑環境課

文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地であるか。 該当する場合、行為の可否と必要な手続き。 ・その他指導、留意事項 	各区教育委員会	各市町村教育委員会
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域であるか 該当する場合は施設の建築行為が原則認められない。 ・その他指導、留意事項 	各区都市計画主管部	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村建築主管課 ・東京都多摩建築指導事務所
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設を新築する場合、建築可能な用途地域か。 ・その他指導、留意事項 	各区都市建築指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村建築主管課 ・東京都多摩建築指導事務所
下水道法 (排水規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃泥水、揚湯試験排水等について規制、指導があるか。 	東京都下水道局下水道事務所	・各市町村下水主管課
土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改変にあたっての規制、指導があるか。 	東京都環境局環境改善部化学物質対策課	・東京都多摩環境事務所環境改善課
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・施工にあたっての規制、指導があるか。 	各区環境保全主管課	・各市町村環境保全主管課
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・施工にあたっての規制、指導があるか。 	各区環境保全主管課	・各市町村環境保全主管課
環境確保条例	<ul style="list-style-type: none"> ・施工にあたっての規制、指導があるか。 (騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区環境保全主管部 ・東京都環境局環境改善部 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市環境保全主管課 ・東京都多摩環境事務所環境改善課 ・(島しょ)東京都環境局環境改善部
	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水施設の設置にあたっての規制、指導があるか。 ・その他指導、留意事項 	各区環境保全主管部	<ul style="list-style-type: none"> ・各市環境保全主管課 ・(町村)東京都多摩環境事務所環境改善課 ・(島しょ)東京都環境局自然環境部水環境課
公衆浴場法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制、指導があるか。(現に使用している井戸についての申請時) 	各区保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市：八王子市保健所 ・町田市：町田市保健所 ・その他市町村： 申請地を所管する都保健所

旅館業法	・規制、指導があるか。(現に使用している井戸についての申請時)	各区保健所	・八王子市：八王子市保健所 ・町田市：町田市保健所 ・その他市町村： 申請地を所管する都保健所
既存飲用井戸	・申請地周辺（概ね 1km 圏内）に、未給水地域の井戸や水道水源の井戸等があるか。規制、指導があるか。	・水道局浄水部管理課 ・各区環境保全主管部	・水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各市環境保全主管部
湧水	・申請地周辺（概ね 1 km 圏内）に湧水があるか。また、そのうち指定地域等で管理されるものはあるか。 ・その他指導、留意事項	各区環境保全主管部	各市町村環境保全主管部
可燃性天然ガス安全対策	・災害防止規定の確認を受けたか。 ・その他規制・指導	東京消防庁警防部特殊災害課	・東京消防庁警防部特殊災害課 ・稲城市：稲城市消防本部 ・(島しょ)大島・三宅島・八丈島は消防本部 その他の島は町村の消防担当課
大深度法(※)	・申請中又は認可を受けた事業区域ではないか 事業区域の詳細は国土交通省 HP 参照 https://www.mlit.go.jp/toshi/daisindo/index.html	大深度法に基づく申請者又は認可を受けた者	大深度法に基づく申請者又は認可を受けた者
地下埋設設備	・ガス管、水道管、下水道管等の地下埋設設備があるか。 ・その他指導、留意事項	各事業者、管理者	各事業者、管理者
地下鉄・地下道路等	・地下鉄や地下道路等、注意すべき地下構造物があるか。 ・その他指導、留意事項	鉄道事業者、道路管理者	鉄道事業者、道路管理者

(※) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

- ・広い敷地の開発行為を伴う温泉掘削を行う場合、自然保護条例や土壤汚染対策法等の手続きにおいて、温泉掘削の工事のみでなく、開発行為全体の施工計画に応じた手続き等が必要になる場合があります。
- ・申請地周囲の地域の状況に応じて必要な手続き、打合せ等を行ってください。(都外に係る場合もあります)
- ・申請地に関係しないことが明らかである法令については、相談等が不要であることを示してください。

(例) 申請地が内陸部であるため、海岸法の相談等は不要。/ 地図(〇〇年)から、地下鉄、地下道路等が近隣にないことは明らか。